

第二十八回 参議院建設委員會會議録第二十三号

(三九四)

昭和三十三年四月十七日(木曜日)午後一時四十八分開会

委員の移動

四月十六日委員平島敏夫君、戸叶武君及び田中一君辞任につき、その補欠として堀木鎌三君、藤原道子君及び木下友敬君を議長において指名した。
本日委員木下友敬君、堀木鎌三君及び村上義一君辞任につき、その補欠として田中一君、松平勇雄君及び杉山昌作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君
理事 石井 桂君
岩沢 忠泰君
稲浦 龍藏君
田中 一君

委員

小山邦太郎君
酒井 利雄君
鈴木 万平君
平井 太郎君
内村 清次君
小酒井義男君
坂本 昭君
杉山 昌作君

國務大臣

厚生大臣 堀木 鎌三君
建設大臣 根本龍太郎君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 尾村 俣久君
環境衛生部長 町田 修君
建設省計画局長 修君

建設省道路局長 富樫 凱一君
建設省住宅局長 植田 俊雄君
事務局側
常任委員 武井 篤君
会専門員 小山進次郎君

説明員

厚生省保 險局長 小山進次郎君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○下水道法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹下豊次君) たいだいまより建設委員会を開会いたします。

委員の変更について御報告いたします。四月十六日平島敏夫君、戸叶武君、田中一君が委員を辞任され、その補欠として堀木鎌三君、藤原道子君、木下友敬君がそれぞれ委員に選任されました。また本日木下友敬君、堀木鎌三君が委員を辞任され、その補欠として田中一君、松平勇雄君が委員に選任されました。

○委員長(竹下豊次君)

この際お諮りいたします。田中一君が一時委員を辞任されましたので、理事が一名欠員になつております。従つて理事の補欠互選を行う必要がありますが、田中君が本日再び委員に選任されましたので、互選の方法は成規の手続を省略し、委員長より田中君を理事に指名いたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹下豊次君) 異議ないと認め、私より田中君を理事に指名いたします。

○委員長(竹下豊次君) これより下水道法案を議題にいたします。

御質疑のありの方は、順次御発言を願ひます。

○田中一君

きよう岡大臣並びに各関係の部局の方々に御出席を要請いたしましたのは、昨年でございましたが、一応水に関連する各種事業の所管がきめられた。そうしてそれに基づく農業用水なりあるいは工業用水、上水道、下水道等が、この下水道法案を最後としてばつきり所管がきまつたようでございます。そこで、本下水道法案の審議の過程に当りまして、当然一省の大臣が所管すべきものというふうな考え方を私は持つておりましたところ、相変わらず、建設、厚生両大臣がこれを所管するという形になつておるわけでござい

ます。はなはだ、今までのこれらの問題に対する当委員会の意思として論議されました過程を顧みまして、遺憾なことであると私は思うわけでござい

ます。水は日本の国土にとつて、もう重要不可欠なものであり、同時にまた他の諸国と比べて、台風が常習的に本土を襲つてくる關係上豊富であります。これに對する管理というものが統一した形を持つておらなかつたのであります。そこで建設、厚生両省は、旧憲法時代におきましては、内務省として一つの省で一切の事業をやつておつたのでございましてけれども、分

れたために、常に所管争ひと申しますか、共管となるような形のものが多くて、国民はそれらの行政官庁の窓口の簡素化を望んでおることは、岡大臣とも御承知と存じますが、岡大臣の了解事項としての案文もお示し願ひましたので、一応は了承しておりますけれども、この際少くとも国土に関する事業のうち、重要な都市下水道並びに上水道の問題について、了解されたものを多分に持つております。そこで本日は私といたしましては、せめて下水道法

というものの一元化を願つておるのでございまして、この際、將來下水道の所管について国民が求める方向、一元化に對してどういふ見解を持つておられるか、建設大臣並びに厚生大臣の見解を伺いたい。

○國務大臣(根本龍太郎君)

たいだいま田中さんがお示しの点は、従来とも議論になつておつたところでござい

ます。が、昨年の水の管理に關しまして上水道、工業用水、下水道というふうな所管が明定されました。そのうち下水道に關しましては、終末処理だけが厚生省所管と、こうなつておるわけであります。そこでいろいろと議論がござい

ます。が、今日まで一年の経過ではござい

ますが、さしたる支障ができていない。両省が取りかわしました覚え書の条項を、両方ともよく忠実に守つておりますので、一般国民にもそれほど重大なる御不満を与えていない。こういうふうな解釈いたしております

○國務大臣(堀木鎌三君)

たいだいま建設大臣から御答弁がありました。私も率直に言つて、私官僚上りですが、官僚の権限争ひということとは極端に避けたいという氣持で、要するに行政は国民のためにあるものでありますから、最も便宜な方法で物事を考へていく。あらためてこの問題について理論的な議論をいたしますれば、私は、行政についての分野という問題から、いろいろな議論の余地があると思ひますが、要は、一たんきまりました事柄が実際に実施の面において、両省にあるために国民に不便をかけるかかけないか、という問題から物事を決すべきだと存じておりますので、一応昭和三十三年の私が参ります前の一月の十八日の閣議決定の趣旨に従ひまして、実際に施行上は遺憾なきを期したいと、最近建設省と私どもの方とは密接な連絡をとつて、事業の円滑な施行に非常

を擧げているような次第でございます。今後とも両省の間でお互いに協議により、事業の遂行の上において国民に不便をかけないようにいたして参りたい、こう考えておるような次第であります。

○田中一君　むろん阿省の間に了解事項が取りかわされたという前提に立つての言葉だと思いますが、この法律案の審議の過程に、局長は、終末処理というものは、自分の方でなけりやできないんだということを強く訴えております。また、公衆衛生院と申しましたか、そこにも相当なりっぱな技術家もおられると思いますけれども、これも単なる行政機関の一つでございます。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは一つの仮定の問題でございます。そういうふうになった場合には、当然これは一元化されると思いますが、現在のとこる公衆衛生に関する問題はあげて厚生省が所管しておるわけでございます。そこで構造物それ自体の一貫性か

らすれば、これは当然建設省であるべきだ、ところがこの構造物が作られる、あるいはまたこれを維持している部面から見る場合と、その構造物を利用す

ることによつて國民に衛生上の保全をするのであるという観点、この両方から見てこの議論が出てくるわけでございます。そこで一つのものを共管にするという考えもあり得るでしょう。しかしながらこれは大分めんどうくさくなるから、そこで最も重要な公衆衛生上の影響のある終末処理、これだけに關して厚生省が所管して衛生上の万全を期したい、こういうことでございます。従いまして実際上は下水道を構築する場合においては、両省協議の上、設計実施されるわけでございますから、現実に市町村がこれを構築する場名において、所管が違つておるために非常にここで不便を來たすことは現在まではないと、こう信じておる次第であります。そういう状況でありますので、先ほど田中さんが言われたたごとくに、行政のある観点に立つての一元化という点から見れば、確かにそういう議論が成り立つのでございますが、政治行政は非常に複雑多岐なる社会現象を処理するに當りまして、やはり同じ制度でも各省あるいは各庁がそれぞれ、その立場々々が総合的に一体として政治に具現されるというための行政組織法でありますので、その点が考慮されまして、今回のこの下水道に關して両方とも所管するということは決して矛盾とは考えませんし、ただ行政の便宜の点からすればいろいろの議論があるだらうと思ひます。しかしその点については現在のところはさしたる支障がないので、私のところでは今直

ちにこれを建設省に一本化してもらわなければ、行政がやり得ないというよ
うな考えは持っていない次第ござい
ます。

○田中一君 あなた方はそういって了解し合っているから、それを強く今さら動かすなんていうことは考えたくないから、そうおっしゃっているけれども、何といっても行政の簡素化ということは国民が一番望んでおるところなことです。今地方公共団体が出てきても、建設大臣のところへきて話をすればまとまる、それで済んでしまう、あるいは厚生大臣のところにて話をすれば済んでしまうということ、それがかりに大臣に会う場合、建設大臣、厚生大臣、両方の大臣が常に一定の日、一定の時間には本省で勤務の部屋において、三日月滞在し、四日月滞在すること、それがあり得る。素朴なそういうところから見て、一省でまとめて所管されたらならばこれは非常に国民は便利であるということがいえる。ただ技術的な問題でむずかしいというならばこれはまた別問題でありますけれども、これもしよせん行政機関の一つなんです。国民の便益のために建設省もあり厚生省もあるはずなんです。厚生省、建設省は国民のための存在なんです。従って素朴な今のような事例にいたしましたのも、一元化することの方が望ましいこととはもう明らかなんです。そこでもしも終末処理等は特別な技術であるとか、あるいは公衆衛生院というものが、あるいは公衆衛生院と云うものがあるからそうするのだということならば、下水道はどういう工合に考えてよろしいか。たとえば東京都が

やつておりますところの小河内のダムにいたしまして、堰堤の水を流す。浄水場でそれを浄化して、飲料水に適するように水質を保持して、国民に流しておるのが上水道の姿なんです。そうすると浄水場において水を浄化して国民に供給するのも、これまた非常に高邁な高度の化学処理か、あるいは技術が必要であるかと申しますと、これはそういう工合には私は見ておりません。従ってこれはまあ一応厚生省に一元化されておるといふこの事例から見ても、なるほど川から導入する施設であるいはダムを築いてそこから導入する施設、配管、配水する施設というものは建設省が担任し、浄水場を厚生省が担任する、もしこういうことにすれば今と同じような形に現われるのですよ。なぜ上水道は厚生省が一元的に所管しておるかということを見ました場合に、今の建設大臣の御答弁では私は満足いたしません。上水道の築造、水路の築造と下水道の築造とが大小あるいは場所によつて異なる所があるうとも、引いておるのは同じだと思うのです。なぜ上水道は厚生省の所管になつておるかという点につきまして、一つ建設大臣から御答弁願います。

○國務大臣(根本龍太郎君) どうも厚生省の所管のことをなぜそういうふうになつておるかとか申さなくても、私からこれは建設大臣とか何とかいう立場でなくて、政府として申し上げますれば(田中一君「建設大臣だ」と述べ)上水道、下水道、工業用水、これは先は本でございました。ところが戦後いろいろな、これは国民経済の發展あるいは社会現象の複雑化に伴ひまして、やは

り官庁機構も分離独立していく傾向にあるわけでございます。従来は所管が明確でないために、同じ上水道についても、あるいは厚生省と建設省が常時協議し、また一面においてはいろいろの紛争事件が出て参った。さらにまた最近における工場の発達に伴ひまして、今度は工業用水というものが別途に上水道、下水道と違って考えらるべきだということで、通産省が工業関係を管理しているという立場から、これが問題化したわけでありました。その際において、やはり上水道は国民の衛生関係と最も深い関連を持つておる、そういう点から大局的にこれは全面的に厚生省が所管すると、従来もこれに関係しておたからそれで統一した。下水道についても考えようによりましては、建設省で全部所管したいといふ議論もされております。しかしながら最近におきましては、下水道が特にこれが末端の処理いかんによりましては、都市の一般衛生のほか漁業方面にも非常に大きな影響を來たしてくるといふことで、これはやはり十分に化学的に浄化されて、そうした広義では衛生上でございますが、海面、水面の汚濁を防ぐという化学的な一つの措置が必要になつてくる。そうなりますれば、これはこれは衛生上の見地においてこれが管理されなければならない、そこに在りて、国全体の保健衛生を担当してある省が、その省の設置の基本的目的に従つて所管すべきである、こういうことでもこれが分れたと解釈しておるわけであります。従いまして、この点につきましてはいろいろな御議論がございますするものがあるが、そういう経過から今日なっておりますので、先ほども申したように、覺書

りません。ことに住宅に関する数々の法律ができてゐることすら知らなかつたのでございます。そういうような官僚に左右される大臣であつてはならぬといのです。堀木厚生大臣も根本建設大臣、

困も、少くとも自民党内においては、相
当な実力者でありボスであろうと思
うのです。(笑聲)だからあなたの方が就任
されている以上、ボスと言っても悪
意味のボスじゃないのです、親分とい
うのだから。そういう宿弊を、兄弟で

あつたところの両相が直すということが、大きな役目だと思ふのです。このほかにも共管になっておつていざいざしている問題もまだまだあると思ひます。私は建設大臣から今のような答書に答へてはなほご迷惑です。そ

すると、厚生年金の還元融資住宅というものは別のものである、あたのその前の前大臣が口をそろえて、何とかして住宅行政の一元化をたしたい、という意思を当建設委員

設大臣は、今のこの下水道の問題に
いて申し合せ事項だから、この申し
合せ事項は尊重なすつてよろしい
けれども、建設大臣の根本さんとし
ての、また衆議院議員になつてた
投票によつて衆議院議員になつて

られるところの根本さんが、今のよ
な答弁だけでは、根本さんの言う言
としては私は納得できない。今の年
保険の還元融資、これの産業住宅政
策というものは、当然厚生省が持つて
るべきものでございませうということ。

言えますか。私の言っておるのは病院の場合には別です。病院の場合なるほど厚生省が所管してよろしいと思います。同じ年金保険の還元融資しても、建てられる住宅だけは、建設

○委員長(竹下豐次君) この際、委員の変更について御報告いたします。本日村上義一君が委員を辞任され、その補欠として杉山昌作君が委員に選任されました。

○委員長(竹下豐次君) 引き続き御質疑を願います。

○田中一君 保険局長に伺いますが、この住宅の融資条件というものは、建設省が持つておる産業労働省住宅資金融通法の融資条件と異なっておりますね。そこでこれは、どういうあなたの方の機関を経てそういう決定をされたのか、あるいは融資の対象は同じです、それがおのずから異なっております。ということはどうかと思うのです、実際。その点の話し合いはどうなっておりますのか。一つ住宅局長と保険局長からも伺いたいのが一つ。それによって、それを国民が受ける受け方というものは非常に相違があるわけなんです。で、技術指導その他のものも一切建設省にまかすというのも、これも一つの方法。堀木厚生大臣が言っておるように、病院の建設そのものは、計画は厚生省がやって、建設そのものは建設省に委託してやるということも一つの方法。やはり一歩退いて、今の段階ではやむを得ぬとするならば、それらのものが国民に迷惑しないような形で持つことが一番正しいと思います。それを両局長から伺いたいと思います。

○政府委員(堀田俊雄君) ただいま田中先生のお話になりましたようなことは、かねてから議題になっておりましたし、それから昨年の夏にも、ある経済団体からそれに関する要望もございましたので、さっそく私いたしましたし

ては研究を始めたわけでございます。この厚生年金の住宅というものは、先ほど建設大臣からお答え申し上げましたように、厚生年金の還元融資という性格が相当強いものと、私いたしたとしても理解いたしたわけでございまして、この資金面まで一挙に建設省所管に移すということはどうか、あるいはそれは私の事務的な考え方も存じませんが、そういう観点に立つたわけではございます。そういういたしました場合には、おきまして、貸し付けいたしました先は会社の事業場でございます。そういう方面から見た場合に不便がないかどうか、ということがまず考えられなければならない第一点かと存じます。またもう一つの役所側から見た場合におきまして、そういうふうな融資されました住宅が、真に住宅政策に即応した規格のものか、また堅牢なものが建つておるか、どうか、こういう問題も検討しなければならぬ問題かと存じておるわけでございます。ただいま申しました第二の点につきましては、私も従来は多少所管でございましたのでございしますが、それについてはただいままでのところ、何らの情報は得ておるわけではございませんが、金を借りる方の立場から申しました場合に不便がないかという点が、まず第一番に考えねばならぬ問題かと思うわけでございまして、ある経営者団体からの要望書におきましては、この住宅資金を借りますのに、公庫と厚生年金の担当の厚生省との両方を走り回らねばならぬ。何かの事情で会社の方で戸数を減らすということになりますと、どちらかへ断わりに行くために若干行き詰りがある。こういう問題がございまして、その点

で若干、相当借りる方におきましては苦心もあるように感じましたので、昨年の秋から、言葉は不適当でございしますが協調融資、協調融資は通常一つの事業に對しましては、二つ以上の金融機関が貸す場合でございますが、貸付先の決定に對してお互いに協議しようじゃないか、ということをお願いしておったのでございまして、今回の御審議の途上におきまして、そういう質問が他の委員会でもございましたので、保険局長と打ち合せましてこの点を推し進めるといふことにつきまして、両局長間においては意見の一致を見ておるわけでありまして、私自身が保険局長と接触する段階には立ち至っておりませんが、担当の課長をして、ただいま申しました線に沿いまして、どういう具体策で実行するかというところについて、交渉を始めておるわけでありまして、私も担当課長間の話し合いがうまく私の企図いたした通りに解決いたしません場合には、担当の局長とも交渉いたしまして、住宅行政として一元化いたしますけれども、借りる側からいたしますれば一元化いたしたと同じようにするということを目ざしたい、まして、何らか妥結点を見出した、かように考えておるわけでござい

いわば第一の段階を通過いたしましたも、たとえば厚生年金の保険の保険料の納入成績が悪い、あるいは過去において納入した保険料に比べて、融資を受けようとする金額が余りに多いとか、というような、いわば厚生年金の還元融資個々の観点からみまして問題があらます場合には、それをしぼっていただく。そういうような順序で、いわば住宅政策の観点からみて、第一次予選を通過したものをさらにしぼっていく、こういうような考え方でやっておりますわけでございます。ただ考え方通りに実際に上従来運びにくかったのであります。が、先ほどお話がありましたように、特に植田現局長就任以来非常にその点御熱心でありまして、われわれにも呼びかけがありまして、気持は全く同じでございます。お話があったような方法によりまして、実質的にうまくやっています。このようにして現在相談をして

くちやならぬということじゃないのです。私はそのように、どうも数々の問題で厚生省建設省の間には、まだ国民のためにという大原則が忘れられていないのじゃないか、というように考えられるわけなんですけれども、先ほど両大臣からはっきり、何となく具体的な方向は示されておりましたけれども、そういうことがあつたらぬという感じを私は受けたのであります。ではやはりわれわれとして、ここで当委員会の意思として、どうしてもこれは法律案を修正するか、あるいは譲って付帯決議案でもつけなければならぬ。そういうものをつけたくないと思うから、あるこういう総合的な質問をしているわけなんですけれども、どうしても今のような御見解では、どうしてもそうならざるを得ない。私は考えるのです。私は大体この辺で質疑はやめますが、大体両大臣の気持はわかりました。そういうことで、全く国民の公僕としての、国民を中心としての行政のあり方じゃないのではないかと、かように感じられるわけ

○坂本昭君 大へん重大な質疑が行われておりましたが、私はただいまの住宅問題に関連しまして、一言別の立場からの質問になるかもしれませんが、一言申し上げたいと思います。

それは当面の問題は、なるほど建設委員会が論ぜられておりますけれども、これらの問題は、むしろもう少し高い政治的な立場で検討を要する点か、非常にたくさんあるのじゃないかと思うのです。なるほど官僚のセクト主義によって、ただいまも住宅局長は

不用意に出されたのですが、厚生年金積立金を建設省に、全部を持ち込むとまでは言わなかったけれども、そういう意図なきにしろあらずのような感じの発言があったのですが、これはなかなか重大なこと、なるほど住宅政策に熱心であったとしても、この年金の積立金はまた全然別の性格を持つているものなのであります。で私たちは、広い意味で国土建設一般に関する問題、それからまた国民の社会保障に関する問題、少し高い視野からでも、当面の行政を検討する必要があるというものは、堀木大臣が就任されて以来、よいその株が上って、なかなか重大な地位を占める大臣になりましたが、どうも日陰の省であったということ、私事案として認めざるを得ないのです。たとえば住宅政策に関連しても、母子住宅にしてもあるいは病院にしても、厚生省の単独というものは、いつも建設省の単独の半分以下ぐらいなんです。実にみみっちいことしか厚生省はやらなかったということ、しかしこれで厚生省の役割は果されないものであって、特にこの今の年金問題など、国民皆年金と皆保険と連ねていくと、現在の厚生省の組織では私はどうていやりきれないと思うのです。なるほど年金は今二千億ぐらいですか、約一千億ぐらいの人が関係して二千億ぐらい積立金がある。これが将来九千万に全部広げられたときには、何兆という莫大な金額になる。そういうものを一方には持つておられながら、また別の面では環境衛生一般に対する技術的専門的厚生省は持つておられる。それであちこちから足を引っぱら

れておられる、厚生省もずいぶんつらい立場に立たせられておりますが、この下水道の問題については私はきょうはあえて触れませんが、厚生省としてはこの際思い切つてこの厚生省の目標と組織とを改めて、そしてその中の不必要なものはその省へやってもいいし、しかしその中の厚生省の一番大事なもの、あくまでも自主性を持つてやっていただきたい。そういうことを私は厚生大臣に深く要求するとともに、それらに関連してほかの閣僚も、特に根本大臣のような最も重要な政治力を持つておられる大臣が、そういう面で厚生省を見られる、また国土建設の政策、社会保障の政策、そういうものについて十分な御検討をいただけるかどうか、両大臣に一言伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(堀木鎌三君) なかなか厚生大臣としての抱負を述べさせていただきます。時間もございませぬ。ことに建設委員会でもございまして、しかし率直に申して現在のところ私どもの要求することは、建設大臣も進んでその後の細目について御催促になるような状況であります。先ほどあげました母子住宅の問題、同和対策の問題、引揚者の問題、そのほか都市の各般の關係、これはもう實際は率直に申して、近代都市を形成するには、私どもの考え方がもっとも都市生活に入らなくちゃならぬ、私はそう思つております。かたがた国民年金をいいたしますと、これは国民年金の運用ということ、これはもうすでにその制度を始めておる所では、その国の復興、復興と申しますか、あるいは社会の向上進歩と経済の発展と必ず結びついて、しかも現在

の預金部で運用していくような消極的な形でなしにいかなければならぬといふことは、もう大したことだと思ひつております。ただこの建設省との關係に關する限り、何と申しますか、もし私の關係部局のところで建設省とまだ何らかのことがありますれば、これは別であります。しかし私も官僚出だから官僚のセクシヨナリズムにはこりております。かつて私が官僚時代に、建設省の橋の問題と鉄道の橋の問題では、長い間けんかばかりしておるので驚いたことがあるわけでありまして、そういう点はもう重々こりておるので、しかし現在のところ非常に、建設省が積極的に新しい都市というものを作ろう、という意欲に燃えておられて、その点については私は今何ら支障がございませぬ。また自分の部局をそれによつて指導いたして参りますことと思つております。今後ともそういう観点から両大臣とも行政を指導して参りたい、またそれについてのある程度の自信は持つておるということ、あえて申し上げてお答えいたします。

○国務大臣(根本龍太郎君) 国民年金制度の確立ということはすでに、岸総理もまた与党としても、これは最も重要な政策として掲げておるわけでありまして、これが充実に促進に参りまして、これが充実に促進に参りまして、国務大臣として十分に参与して参りたいと思ひます。なおおそれる場合に膨大な資金がここに出てくるわけでありまして、この資金をいかようにこれを運用するかといふことは、年金制度を自身のためのみならず、日本の社会の繁栄、安定のために大きなウェイトを持つことになるのでありまして、ただいま問題になつておる単なる還元融資という問題を越えて、大きな視野によつてこれが活用をはからなければならぬと思ひまして、今後十分その線に沿つて鋭意検討して参りたい、かように考えております。なおただいま厚生大臣からお話がありましたごとくに、一般の公衆衛生の観点のほかに現在日本で一番問題になつておるのは過大都市、あるいはまた都市生活の基本的条件が非常におくれておる、このために一般文化並びに経済を阻害しておる点が非常に多くありますので、単に建設省が営造物を作るといふ観点を越えて、新たな都市改造の面にも進めなければならぬと思ひまして、これらの点につきましてはただいま厚生大臣からお話がありましたごとくに、當時積極的に連絡をいたしております。住宅問題といひ、あるいは環境衛生の問題といひ、現在のところは割合にスムーズにいって参りまして、むしろ権限争いということ、今あまりわれわれは感じておりません。むしろ共同で、いかにしてこの問題を処理するために必要な財源を確保するかにおいて、共同戦線を張っていくかという状況でありまして、問題は厚生省と建設省の権限争いよりも、いかにして大蔵省当局を説得するかといふところが問題なものでございまして、おそらく今後年金制度が確立する場合においても、この運用の場合においてわれわれと大蔵省との間に、かなり資金の活用の面において議論が出てくるだろうと思ひますので、この点につけても十分たぐいまれな坂本さんのおつしやいました点を考慮にいれて、善処したいと考えております。

○坂本昭君 ということでは財源問題が出てきたのですが、そこで私たち野党としてどうしても最後に一言申し上げておかなければならぬことは、なるほど今の財源獲得のために厚生省、建設省両方相ともに協力共闘されるのはけっこうです。今の年金の場合だけじゃありません。財政投融資につきましても、その原資になるものは一体どこからきておるか、たとえば郵便貯金、郵便年金、あるいは厚生年金、そういったものが七割を占めておるが、これは一体だれが出しておるか。それは日本の零細なる労働者、農民そういう人たちが出しておる。ことに今のこの厚生年金積立金はどうか、一人基準月二千円しか払っていない、余る一方なんです。余らしておいてそれを厚生省、建設省の皆様が、皆様の現内閣の政策に従つてお使いになる。その元を出した人たちのためにほんとうにお使いになるようなふうに、皆さんの政策を進めていただかなければ、これは現内閣も長くは続かぬと思ひます。特に年金問題については非常に深刻な問題があつて、あるいは私は単なる還元融資の問題ではないと思ひます。この点は所管の局長また厚生大臣だけじゃありません。皆さんで日本の国をよくするために、よほど慎重に考えていただきたいことを、最後に申し述べて質問を終わります。

○委員長(竹下登次君) 他に御発言ございませぬか。……他に御発言もございませぬ。……から、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(竹下登次君) 御異議ないかと

認めます。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(竹下豐次君) 速記を始めて下さい。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御意見もないようでございますから直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹下豐次君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。下水道法案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹下豐次君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

○田中一君 私はこの際、社会党、自民党、緑風会共同の付帯決議案を提出したいと存じますが、その案文を讀み上げます。

付帯決議案

政府は、公共下水道の整備を促進するため、公共下水道の所管に關して一元化を図るよう、速かに所要の改正措置を講ずること。

右決議する。

○委員長(竹下豐次君) 自民、社会、緑風三派共同提出にかかる付帯決議案を議題といたします。自民、社会、緑風三派共同提出にかかる付帯決議案を、本委員会の決議とすることに、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹下豐次君) 全会一致と認めます。よつて自民、社会、緑風三派共同提出にかかる付帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、及び議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹下豐次君) 御異議ないと認め、さうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

〔多数意見者署名〕

小酒井義男 坂本 昭
小山邦太郎 内村 清次
杉山 昌作 平井 太郎
田中 一 岩沢 忠恭
稲浦 鹿藏 酒井 利雄
石井 桂 鈴木 万平
○委員長(竹下豐次君) それではこれで散会いたします。

午後三時十五分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、二級国道酒田石巻線改良工事施行等に関する附議(第一六四五号)
一、県道福島赤湯線の二級国道編入に関する附議(第一六四六号)
一、岡山県百間川河口堤防修築工事等促進に関する附議(第一六五〇号)

号)

一、山形県道谷地長瀬線中押切、舞合間最上川に架橋の附議(第一六九三号)

第一六四五号 昭和三十三年四月七日受理

二級国道酒田石巻線改良工事施行等に関する附議

附議者 山形市緑町一ノ一山形県町村議会議長会内
樋口友太外一名
紹介議員 松澤 靖介君 海野 三朗君

山形県北部内陸地区は、東北地方における陸上交通の要衝であるが、同地域の道路施設は県内においても最も立ちおくれたまま放置され国道すらいまだに不通な所があり、ことに冬期積雪期においては諸車の交通は完全に絶する現状であつて、これは未開発資源の高度開発利用と地方産業の振興発展により国の経済自立に寄与しようとする東北開発計画を推進する上に重要な問題であるから、(一)二級国道酒田、石巻線の全面的改良と地域内全線舗装の実施、(二)一級国道十三号線改良並びに県内完全舗装の促進、(三)県道酒田金山線、新庄左沢線、新庄真室川院内線の改良促進、(四)冬期間における前記国及び県道全線の完全除雪実施等の実現を図られたいとの附議。

第一六四六号 昭和三十三年四月七日受理

県道福島赤湯線の二級国道編入に関する附議

附議者 山形市緑町一ノ一山形県町村議会議長会内

樋口友太外一名
松澤 靖介君 海野 三朗君

福島市を起点として飯坂町を経て稻子峠を越え、高島町及び赤湯町を終点とする県道福島赤湯線は、昭和三十年十一月福島、山形間を結ぶ最短重要路線として開通以来その利用度はますます大なるものがあり、特に山形県から関東地方への冬期交通を確保するにはこの路線に頼るは少なく、この際国道に編入することによつて、ますます利用度を高め文化経済の交流により本県の発展に偉大なる貢献があることは必然であるから、すみやかに本路線を二級国道に編入せられたいとの附議。

第一六五〇号 昭和三十三年四月七日受理

岡山県百間川河口堤防修築工事等促進に関する附議

附議者 岡山県議会議長 菅野 幸嘉
紹介議員 島村 軍次君

岡山県旭東及び上南一帯を保護する三幡、九幡海岸堤防は、昭和二十五年以来国庫補助による県営修築工事が着々進行し、すでに本年度をもって完成のはこびとなり、これに付帯する水門のうち、三十三年度をもって二基を完成する状況であるが、その中央部の建設省直轄施行となつて百間川河口関係事業は、いまだ着工に至らず、県営事業だけが完成しても直轄事業が完成しない限り、その防災効果、経済的価値はいちじるしく減殺される実情であるから、百間川河口の荒手、唐桶、五幡、中五幡等水門の破損の現状と本河川排水問題の緊急重要性を了察され

て、百間川河口の堤防修築工事及び水門建設事業を早急に施行せられたいとの附議。

第一六九三号 昭和三十三年四月九日受理

山形県道谷地長瀬線中押切、舞合間最上川に架橋の附議

附議者 山形県西村山郡河北町長 市川清矩外五名
紹介議員 岩沢 忠恭君

山形県道谷地長瀬線中押切、舞合間の最上川は現在県営渡船をもつて通行しているが、時勢の進展に伴い年々交通量が増加し、また対岸の部落から谷地の小、中学校へ通学する生徒、農家の作業のための往復、一般通行者等も相当数あるが、増水時とくに融雪期の四月から五月にわたり渡船不可能の日数も相当あり、交通の不便はもとより産業、経済、消防、教育上の損害は多大なるものがあるから、すみやかに同所に架橋の実現を図られたいとの附議。

昭和三十三年四月二十三日印刷

昭和三十三年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局